

⑩ 小中学校において、感染不安等自らの判断で登校しない児童生徒の出欠の取り扱いについて、基準を示してください。

(答)

- 感染の不安により登校できない児童生徒の出欠の取り扱いについて、同居家族に基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、校長が合理的な理由(※)があると判断する場合には、指導要録上、「欠席」の扱いとしないことができることをお示ししています。

(※)「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」(令和3年2月19日 文部科学事務次官通知) (抄)

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であることから、各自治体や学校に対して積極的な取組を促しています。

- その際、一定の方法（※）によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、「オンラインを活用した特例の授業」を行ったものとして指導要録に記録することとしています。

- （※）① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

- 文部科学省としましては、引き続き、教育委員会や学校関係者、保護者等に対しては、こうした考え方について丁寧に説明・周知を図ってまいりたいと考えております。

【文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 03-6734-2369】

【文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-6734-2918】

⑪ オンラインを活用した特例の授業を行ったとする指導要録への記載について、現場に負担をかけないため、どのように記録方法を簡便にするのか、お示してください。

(答)

- 児童生徒の学習指導の状況等を記録する指導要録において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して実施された「オンラインを活用した特例の授業」についても記録を残すこととしています。
- その際、文部科学省としても、学校の負担も考慮し、記載事項を必要最小限のものとした上で、具体的な記載例をお示しするなどの工夫をすでに講じているところです。

【文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 03-6734-2369】

児童氏名

記入例

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	学年ごとに、年度末にまとめて作成する。			
第2学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等	24	19	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
第3学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症に関する出席停止、大雪に伴う臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等	15	12	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 インターネットを通じた課題の配信・提出とチャットを使った質疑応答・意見交換による学習指導
第4学年	児童が登校できない事由	電話による個別面談も行った。		
	オンラインを活用した特例の授業			
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業			
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業			
	その他の学習等			

当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。

当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。

必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。（特記必要がない場合には記載不要。）